

# 青森県報

号外第三十四号

平成二十八年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 訓 令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…… (人事課) ……

## 訓 令

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改め、同条第二項中「級別標準職務表及び別表第四の級別資格基準表」を「級別基準職務表」に改める。

第四条中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第八条中「する。」を「し、その例によるものとされる人事委員会規則七 八〇

(期末手当及び勤勉手当)第十四条第一項の勤務成績が良好な職員勤勉手当の成績率は、百分の七十五とする。」に改める。

第九条中「職員とし、」の下に「職員を昇格させる場合におけるその者の級の決定については、別表第五の在級期間表によるものとし、」を加え、「する。」を「し、職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、別表第七の降格時号給対応表によるものとする。」に改める。

別表第三中「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に改め、「技能仕事等」を削り、「相当の」を「相当高度の」に、「技能技師等」を「技能技師」に改める。

別表第四を削る。

別表第五の備考を次のように改める。

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次に掲げる者に適用する。

一 技能職員

(1) 技能技師

(2) しゆんせつ船、えい船、給水船等の作業船の船長及び機関長

(3) 甲板長、甲板員及び機関員

二 労務職員(甲)

守衛

三 労務職員(乙)

技能主事

2 技能技師のうち運転業務従事の発令を受けている職員でその者の有する学歴免許等の資格が「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の有する学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分によるものとする。

3 2の職員に人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、その者の免許等の資格を取得した時以後のものとする。

別表第五を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第五 (第九条関係)

在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
技 能 職 員	5	6	知事が別に定める。	知事が別に定める。	知事が別に定める。
労務職員 (甲)	5	6	知事が別に定める。	知事が別に定める。	知事が別に定める。
労務職員 (乙)	6	6	知事が別に定める。	知事が別に定める。	知事が別に定める。

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第四の初任給基準表の備考の1に定めるところによる。
- 2 職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、別表第四の初任給基準表の備考の2の職員又はその者に適用される同表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「5」とあるのは、「2」とする。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七 (第九条関係)

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	29	49	45
22	58	30	50	46
23	59	31	51	47
24	60	32	52	48
25	61	33	53	50
26	62	34	54	52
27	63	35	55	54
28	64	36	56	56
29	65	37	57	59
30	66	38	58	62
31	67	39	59	65
32	68	40	60	68
33	69	42	61	71
34	70	44	62	74
35	71	46	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94

39	75	51	67	105
40	76	52	68	109
41	77	53	69	109
42	78	54	70	109
43	79	55	71	109
44	80	56	72	109
45	82	57	73	109
46	84	58	74	109
47	86	59	75	109
48	88	60	76	109
49	90	62	77	109
50	92	64	78	109
51	94	66	79	109
52	96	68	80	109
53	98	70	81	109
54	100	72	82	109
55	102	74	83	109
56	104	76	84	109
57	107	78	85	109
58	110	80	86	109
59	113	82	87	109
60	116	84	88	109
61	118	88	90	109
62	120	92	92	109
63	121	96	94	109
64	121	100	96	109
65	121	104	98	109
66	121	108	100	109
67	121	112	102	109
68	121	116	104	109
69	121	123	105	109
70	121	130	106	109
71	121	137	107	109
72	121	137	108	109
73	121	137	110	109
74	121	137	112	109
75	121	137	114	109
76	121	137	133	109
77	121	137	133	109
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	

83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137	133	
103	121	137	133	
104	121	137	133	
105	121	137	133	
106	121	137	133	
107	121	137	133	
108	121	137	133	
109	121	137	133	
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		

127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭